雪害に対する備え

防災課

毎年12月１日～７日は「雪崩防災週間」です。

我が国は、国土の約６割が積雪・寒冷地帯であり、そこに人口の約４分の１の人々が生活を営んでいます。

国では、豪雪地帯対策特別措置法に基づき「豪雪地帯」として、北海道、東北地方を中心に10道県の全域と14府県の一部地域を指定しており、これらの地域について、道路、鉄道等の重要路線の除雪体制の強化、雪崩防止柵の整備など地域の産業の振興及び民生の安定向上のために総合的な豪雪対策を推進しています。



冬になると日本列島は、一般的に西高東低の気圧配置となり、北からのシベリア寒気団による季節風や、南から暖流が押し寄せるという国土条件のため、特に日本海側で多量の降雪がもたらされます。

雪は、地域に雪国独特の文化・伝統を根付かせてきました。雪のあまり降らない地域の方にとっては、ウインタースポーツを満喫できて風情のある場所といった魅力的な印象が強いことでしょう。しかし、一方で雪は「なだれ」･「ライフラインの寸断」･「農作物及び畜産物への被害」･「交通事故並びに渋滞」といった災害の原因となり、日常生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼし、生活の安定と産業の振興を妨げる大きな要因となっています。特に道路・ライフラインの寸断は、住民にとって切実な問題となるため、各配線・配管の地中化を推進することや各系統の多重化を実施するなど、行政と企業が共同した総合的な対策が必要です。

平成13年中に発生した大雪やなだれ等による被害は、死者59人、行方不明者３人、負傷者770人、住家の全壊４棟、半壊５棟、一部損壊137棟で、毎年雪害により尊い命が失われています。



雪害に対して個人でできる対応策としては、雪下ろしの際に、命綱と滑り止めを着用して家族若しくは近所に声を掛けてから作業を行うようにすること、警報・注意報には十分注意することなどがあげられます。

今年も、警戒を怠らずに、住民一人ひとりが雪に対して十分な理解と認識を持ち、雪害に強い安全なまちづくりを進めていきましょう。



写真： 雪センター提供

放火による火災の防止

予防課

「放火」及び「放火の疑い」による火災は、平成13年中（速報値）14,408件（全火災の22.7%）発生し、昭和60年以降連続して出火原因のトップを占めているとともに、平成４年以降連続して１万件を超えています。また、放火火災の傾向としては、冬から春先及び夜間から明け方（20時以降翌朝の６時までの間）にかけて多く発生しています。

放火予防対策の基本は、地域住民自ら放火火災に対する危機意識を持ち、安全で住み良い街づくりを進めていくことであり、特に次の点に注意し放火されない環境をつくるよう心がけましょう。

建物に対する放火防止対策

○　建物に放火されたケースを見ると、建物外周部、倉庫・物置、車庫、共同住宅等の玄関ホールや階段室等の共用部分など、侵入されやすい場所や人気のない暗がりにおける放火が目立ちます。施錠管理をきちんと行い、外部からの侵入を防ぎましょう。

○　照明器具の設置等により暗がりをなくし、放火をされない環境づくりに努めましょう。

○　建物の周囲に燃えやすい物を放置せずに、きちんと片づけておくようにしましょう。

○　夜間無人となる工事現場や空き家なども監視性が低く放火されるおそれが高い場所であることから、同様の措置を講ずるとともに、敷地内への侵入を防ぐための囲い等の設置、電源の遮断、ガスの供給停止等を行うことも必要です。

車両に対する放火防止対策

○　路上、建物外周部及び屋外駐車場に駐車中の車両の荷台やボディカバー等に放火されるケースがあります。不用意に車を放置しないように心がけるとともに、ボディカバーには防炎製品のものを使用しましょう。

○　施錠がされていない車両の内部に放火されるケースも多く見られます。車両の施錠管理もしっかり行いましょう。

その他のものに対する放火防止対策

○　夜間にゴミ捨て場のゴミや放置された新聞・雑誌等に放火されるケースが多く見られます。夜間にゴミを放置しないなどゴミ集積場所の環境づくりを地域ぐるみで実施しましょう。

○　ゴミは指定された場所、日時以外は搬出しないように心がけるなど、住民一人ひとりのモラルの高揚を図ることも重要です。

地域における放火防止対策

○　放火は不特定多数の人間の生命、身体及び財産に危険をもたらす極めて悪質な犯罪です。

放火の危険から地域社会を守るためには、地域の実状に即して、町内会、自治会、自主防災組織、事業所、関係機関等が一体となり協力体制を確立し、放火されにくい地域環境をつくり出す必要があります。

○　防火座談会や防火・防災訓練等を開催し、地域住民の防火意識を高めることも大切です。

※　以上のことに心がけ、地域全体で放火に立ち向かうようにしましょう。







石油ストーブなどの安全な取扱い

予防課・危険物保安室

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具の手入れなどは万全でしょうか。

平成13年中（速報値）におけるストーブによる火災をみると、全国で1,974件発生し、中でも石油ストーブによる火災は1,306件で最も多く、ストーブ全体による火災の66.1％を占めています。また、ストーブによる火災の主な経過をみると、可燃物の接触・落下、引火・ふく射、使用方法の誤り、消し忘れ、過熱の順となっています。

寒い時期を迎え、これからストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災を出さないよう、特に次の点に注意するよう心がけましょう。

◎　設置場所

○　ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすいものを置かないこと。

○　ストーブの近くでヘアスプレー等の引火の危険があるものは使用しないこと。

○　カーテン等がストーブに接触しないようにすること。

○　ストーブの上方に洗濯物を干さないこと。

◎　使用方法

○　取扱説明書をよく読んで正しい使用方法で使用すること。

○　石油ストーブ等に灯油を補給する場合は、石油ストーブ等の火は必ず消し、溢れ出さないように注意しながら、給油中はその場を絶対に離れないこと。

○　カートリッジタンク式のものは、給油後、タンクのふたを確実に締め、漏れのないことを確認すること。

○　ストーブは耐震自動消火装置付きのものを使用すること。



◎　点火及び消火の確認

○　点火後は、炎の調節を行い、正常に燃焼していることを確認すること。

○　就寝時、外出時には、必ず完全に消火していることを確認すること。

◎　設置方法

○　地震時の振動により転倒しないよう、固定する必要のあるストーブは、きちんと固定すること。また、煙突がついているものは、金属や支線等を使用して固定すること。

◎　点検・整備

○ 暖房シーズン前には、十分な点検・整備を行い、安全装置等が故障している場合には、販売店等に修理を依頼すること。

◎　危険物の保管

○　灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で安全性に係る推奨マーク及び認定証が貼付されているものを使用するとともに、必ず栓をしっかり締めて密閉すること。

○　保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた冷暗所とすること。

○　地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないようにすること。



消防自動車等の緊急走行に対する理解と協力を！

消防課

消防自動車や救急自動車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行して消防活動を行い、被害を最小限に食い止めたり、また、救急処置を行い、急病人などを速やかに病院へ搬送しなければなりません。

このため緊急自動車等は、緊急時に迅速に通行するため、道路交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防自動車等の円滑な緊急走行のために皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

○　消防自動車等が、サイレンを鳴らして緊急走行し、接近してきた場合には、一般車両は進路を譲ってください。

○　交差点付近では、交差点を避け、道路の左側によって一時停止してください。

○　消防自動車等が高速道路などで本線車線に入ろうとしているときは、これを妨げないようしてください。

○　自転車や歩道のない道路などを歩いている人は、速やかに進路を譲ってください。

○　緊急走行時にサイレンを鳴らすことは、法令で義務づけられています。

夜間の緊急走行時のサイレン音に対し付近の皆さんのご理解をお願いします。





交通事業者・安全運転管理者の皆様へ

運転者の方へ「消防自動車等の優先」について
交通安全教育をお願いします。